

神奈川県漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、横浜市金沢区白帆地先の金沢地区浅場のアマモ場を保護し、水産動植物の繁殖を図るため、同区白帆地先の金沢地区浅場における水産動植物の採捕禁止について、次のとおり指示する。ただし、国、神奈川県及び横浜市が試験研究のために採捕する場合並びに神奈川県漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和3年4月6日（公報掲載予定日）

神奈川県漁業調整委員会

会長 櫻本和美

1 採捕を禁止する区域

ア、イ、ウ、エ及びアを順次直線で結んだ線によって囲まれた区域
基点の位置

A 横浜市金沢区白帆横浜ベイサイドマリーナ東側の防波護岸天端海
側東角から同防波護岸に沿って北へ20メートルの地点にある同防波
護岸ブロックのつなぎ目と同防波護岸内側縁石との交点

B 金沢地区浅場の東防波堤の南端西角
点の位置

ア AからBを見通した線を0度とし、Aから右回りに337度7分、70
メートルの点

イ AからBを見通した線を0度とし、Aから右回りに320度31分、
286メートルの点

ウ AからBを見通した線を0度とし、Aから右回りに306度46分、
287メートルの点

エ AからBを見通した線を0度とし、Aから右回りに281度44分、
78メートルの点

2 指示の有効期間

令和3年4月28日から令和4年4月27日まで

水産動植物の採捕禁止区域

